

Deloitte.



**Deloitte Tax Newsletter for
Japanese companies**

First issue, 19 March 2020

皆様、

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、コロナウィルスによるビジネスの不確実性が一日も早く落ち着く事を心よりお祈り申し上げます。

デロイト・オーストラリアの日系サービスグループ（Japanese Services Group、以下「JSG」）では、オーストラリアの日系企業様向けに重要な税制上の最新動向を簡潔に提供するタックス・ニュースレターを今後定期的に配信していきます。タックス・ニュースレターが、皆様の情報アップデート、税務コンプライアンス、および、日本のご本社とのコミュニケーションに役立つ情報をご提供できれば幸いです。ご質問がある場合には、最後のページに記載されている JSG のメンバー宛にお気軽にお問合せください。

[目次]

1. デロイト・オーストラリアの日々の税務実務から - ATO 上位 1,000 社向け Justified Trust Program の現在の状況
2. 日系企業向けの主要な税務関連の最新情報とニュース
 - 法人税および国際税務
 - 移転価格
3. オーストラリアの税務コンプライアンス上のスケジュール（今後 3 ヶ月）

[内容]

デロイト・オーストラリアの日々の税務実務から - ATO 上位 1,000 社向け Justified Trust Program の現在の状況

上位 1,000 社向けプログラム（Top 1,000 program）は、上位 1,000 の大規模な公開企業、多国籍企業、年金基金（Superannuation funds）を対象に、税額の適切な申告がなされているか、その信頼性の確保を目的とするプログラムです。オーストラリア税務署（Australian Taxation Office、以下「ATO」）は、「Streamlined Assurance Review（以下、「SAR」）」と呼ばれる税務コンプライアンス・レビューを通じて、信頼性確保に向けた対応を進めています。SAR では、「税務リスク管理とガイダンス」、「新規、重要な取引の取扱い」、「ATO が公表し注目する税務リスク」、「会計と税務上の差異」の 4 つの観点から、ATO が納税者の税務コンプライアンス状況の評価を行います。

今回のニュースレター作成の時点で、ATO は SAR の第 1 回目のレビューの 70% までを終了しています。ATO は、SAR と同じような形式の、次の第 2 回目のレビューを開始することを検討しており、次のプログラムは 2020 年中に開始される予定です。これまでのレビューを通じた ATO 公表の調査結果等について、主な内容を [Deloitte Tax Insights article](#) で紹介しています。

デロイト・オーストラリアでは現在、複数の日系企業が最近 ATO から SAR を開始する旨の事前通知を受け取っていることを把握しています。詳細な情報依頼（RFI: Request for Information）も受け取っているとのこと。ATO は Top 1,000 Review の中で納税者に確認する典型的な質問・情報依頼のリストを公表しており、[こちら](#)で確認できます。

日系企業向けの主要な税務関連の最新情報とニュース

法人税および国際税務

i) 大規模多国籍企業（Significant Global Entity、以下「SGE」）の定義・対象の拡大

2020年2月12日付でオーストラリア政府は、これまでのSGEの定義・対象を拡大する法案を議会に提出しました。連結財務諸表の作成が必要ない、連結対象でない事業体（Entity）であっても、SGEの対象に含めること、またそれによりCountry-by-Country Reportの提出対象に含める新たな定義・納税者のカテゴリー（「CbCRE: Country-by-Country Reporting entity」と呼ばれる）の導入を検討しています。本法案は2019年11月にドラフトが公表されたものです。今回最終化された法案は、その趣旨の上でこれまでのものから大きな変更はありませんが、財務省（Treasury）は特にCbCREの定義をより明確化し、より効果的に運用できるよういくつかの変更を行っています。前回の公表ドラフトから最終版への大きな変更点は一年間の適用延期で、今のところ2019年7月1日以降開始年度からの適用が検討されています。詳細は [Deloitte Tax Insights article](#) をご覧ください。

ii) 主要目的テスト（Principal Purpose Test）に関するATOガイダンス

租税条約濫用防止のためのBEPS行動計画6に関するグローバルでの議論を踏まえ、ATOは、納税者が条約を利用する趣旨又は主要目的のテスト等、濫用防止のためのルールに関するLaw Administration Practice Statement（PSLA）のドラフトを公表しました。[Deloitte Tax Insights article](#) の中で概説されているように、テストに関してATOから求められる書類や質問の枠組みについて有用な指針が提示されています。

iii) 豪州連邦退職年金（Superannuation）の恩赦（Amnesty）に関する最新情報

スーパー・アニュエーションの未払分の恩赦（Superannuation Guarantee amnesty）に関する法案が上下両院を通過しました。この中で、企業がスーパー・アニュエーションの現在までの未払分を報告し必要分を支払うまでの許容期間として6ヵ月間が与えられます。そのため、重大なペナルティ、および、スーパー・アニュエーションの是正額の控除否認を回避する上で望ましい機会になると考えられます。詳細は [Deloitte tax@hand article](#) をご覧ください。

移転価格

i) 無形資産関連の問題に関するATOの納税者アラート（Taxpayer Alert、以下「TA」）

2020年1月22日付でATOはTA2020/1を公表しました。TA2020/1では、ATOが無形資産関連の問題により注目していることを強調するとともに、税務リスクがより高いと考える取引についてのATOのアプローチを概説しています。また、費用分担契約（CCA: Cost Contribution Arrangements）、ノウハウに関わるオンライン上のデータベース等のこれまでは異なる形態の無形資産等を含む特定の取決めや取引を挙げて、ATOの税務上の懸念が高まっていることを述べています。詳細は [Deloitte tax@hand article](#) をご覧ください。

ii) 過少資本税制上の「独立企業間債務テスト」に関するATOガイダンスドラフト

2019年8月28日付でATOは、過少資本税制に関連して、損金算入可能な許容債務額の算定の際に「独立企業間債務テスト（ALDT: Arm's Length Debt Test）」を納税者が使用する場合について、ATOによるリスク評価の枠組みとコンプライアンス上のアプローチを公表するATOガイダンスのドラフト（draft Practical Compliance Guideline）を公表しました。詳細は [Deloitte Tax Insights article](#) をご覧ください。

オーストラリアの税務コンプライアンス上のスケジュール（今後3ヵ月）

今後3ヵ月内（2020年3月から5月）に予定される税務コンプライアンス上の主な期限は以下のとおりです。なお、以下はあくまで主なもののみを取り上げた参照目的のもので、網羅的なリストではないことにご注意ください。

年	月	日	税務コンプライアンス上の期限
2020	Mar	31	事業年度末が6月30日で、直近年度の総所得が2百万豪ドル以上の企業及びスーパーファンド（Super funds）の納税者（大・中規模納税者を除く）について、申告がより早い期限で設定されていない限り、税務申告書の提出期限、及び、税額納付期限
2020	May	28	FRINGE BENEFITS TAX（FRINGE BENEFITS TAX）について、電子申告の場合の申告納付期限。但し、外部の税務代理人（Tax Agent）を通じて電子申告する場合は、（納付が必要な場合）納付期限は5月28日であるが、申告については6月25日までの延長が認められる

（参照：[ATOのWebサイト](#)で公表されている期日）

日付: 2020年3月19日

Deloitte Australia / デロイト・オーストラリア

日系サービスグループ

オーストラリア・オセアニア地域担当

Contacts



Shin Takenaka
stakenaka@deloitte.com.au
Partner, Sydney office



Chris Masterman
cmasterman@deloitte.com.au
Partner, Melbourne office



Ken Nishida
knishida@deloitte.com.au
Director, Perth Office



Daisuke Nagata
danagata@deloitte.com.au
Senior Manager, Sydney office



Megan Sing
msing@deloitte.com.au
Senior Analyst, Melbourne office



This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and their affiliated entities are legally separate and independent entities. DTTL does not provide services to clients.

Please see www.deloitte.com/about to learn more.

About Deloitte

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our network of member firms in more than 150 countries and territories serves four out of five Fortune Global 500@companies. Learn how Deloitte's approximately 286,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

About Deloitte Asia Pacific

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities provide services in Australia, Brunei Darussalam, Cambodia, East Timor, Federated States of Micronesia, Guam, Indonesia, Japan, Laos, Malaysia, Mongolia, Myanmar, New Zealand, Palau, Papua New Guinea, Singapore, Thailand, The Marshall Islands, The Northern Mariana Islands, The People's Republic of China (incl. Hong Kong SAR and Macau SAR), The Philippines and Vietnam, in each of which operations are conducted by separate and independent legal entities.

About Deloitte Australia

In Australia, the Deloitte Network member is the Australian partnership of Deloitte Touche Tohmatsu. As one of Australia's leading professional services firms, Deloitte Touche Tohmatsu and its affiliates provide audit, tax, consulting, and financial advisory services through approximately 8,000 people across the country. Focused on the creation of value and growth, and known as an employer of choice for innovative human resources programs, we are dedicated to helping our clients and our people excel. For more information, please visit our web site at www.deloitte.com.au

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

Member of Deloitte Asia Pacific Limited and the Deloitte Network.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu (ABN: 74 490 121 060)